合　意　書

　夫〇〇〇〇（以下、「甲」という）と妻〇〇〇〇（以下、「乙」という）および〇〇〇〇（以下、「丙」という）は、甲乙の離婚に関する事項（以下、「本件」という）について、本日以下のように合意したので、協議成立の証として本書面３通を作成し、甲乙丙各１通ずつ保有する。

第１条（離婚）

甲および乙は、本日、協議離婚をすることおよび各自署名捺印した離婚届を乙が令和○年○月○日までに、○○市役所に提出することを合意する。

第２条（親権）

甲乙間の長男〇〇（平成〇年〇月〇日生、以下、「丁」という）の親権者・監護者を乙と定め、乙において監護養育する。

第３条（養育費）

1. 甲は、乙に対し、丁の養育費として、令和〇年〇月から丁が満２０歳に達する日の属する月まで、１か月〇万円の支払義務があることを認め、これを毎月末日限り乙の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、甲の負担とする。
2. 甲乙は、上記に定めるほか、丁に関し、入学や入院等、特別な費用を要するに至った場合は、別途誠実に協議して定めるものとする。
3. 大学またはこれに準ずる高等教育機関（以下、「大学等」という）に進学した場合、前項の養育費の支払いは、丁が大学等を卒業する月まで行うものとする。

第４条（慰謝料）

※一括支払いの場合

甲および丙は、乙に対し、連帯して、慰謝料として金○万円の支払義務があることを認め、これを令和〇年〇月末日限り、乙の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、甲および丙の負担とする。

※分割支払いの場合

1. 甲および丙は、乙に対し、連帯して、慰謝料として金○万円の支払義務があることを認め、これを○回に分割して、令和○年○月から令和○年○月まで、毎月末日限り金○万円を乙の指定する口座に振り込んで支払う。
2. 振込手数料は、甲および丙の負担とする。
3. 甲および丙について、下記の事由が生じた場合は、乙の通知催告を要さず、甲および丙は、当然に期限の利益を失い、乙に対して残金を直ちに支払う。⑴分割金の支払いを１回でも怠ったとき。⑵他の債務につき、強制執行、競売、執行保全処分を受け、或いは公租公課の滞納処分を受けたとき。⑶破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき。⑷手形交換所の取引停止処分を受けたとき。⑸乙の責めに帰することができない事由によって、所在が不明となったとき。

第５条（面会交流）

乙は、甲が丁と月〇回程度面会交流することを認め、その実施に協力する。ただし、面会の具体的な日時、場所、方法等は、甲と乙が、子の福祉に十分配慮しながら協議して定めるものとする。

第６条（財産分与）

甲は、乙に対し、財産分与として金〇万円の支払義務があることを認め、以下のとおり分割して乙の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

⑴ 令和〇年〇月〇日限り　〇〇〇円

⑵ 令和〇年〇月から令和〇年〇月まで毎月末日限り　〇〇〇円

第７条（年金分割）

甲（第１号改定者）と乙（第２号改定者）は、厚生労働大臣に対し対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定の請求をすることおよび請求すべき按分割合を０.５とする旨合意し、甲は、乙に対し、その年金分割に必要な手続きに協力することを約束する。

第８条（清算条項）

甲および乙は、本件に関し、本条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認し、今後、財産分与や慰謝料等名義の如何を問わず、互いに金銭その他の一切の請求をしない。

令和　　年　　月　　日

甲

㊞

乙

㊞

本テンプレートはあくまでサンプルです。各ご夫婦の取り決めの内容により、離婚協議書に記載すべき条項は異なります。より最適な離婚協議書を作成するためには弁護士にご相談ください。